



公共高第 3 5 5 号
平成 1 6 年 3 月 4 日

各 所 属 所 長 様

公立学校共済組合高知支部
支部長 大崎 博澄

公立学校共済組合貸付規程の一部改正について（通知）

標記のことについて、公立学校共済組合貸付規程が別添のとおり改正されましたので、通知します。

なお、改正の要旨は下記のとおりです。

記

1. 出産貸付けの創設

組合員（任意継続組合員を含む）が、出産費又は家族出産費の支給の対象となる出産に係る支払いのため資金を必要とする場合に行う。

※ 貸付申込書等は、後日郵送します。

2. 住宅貸付け等の限度額算定の月数の引上げ

現行では、組合員期間による限度額算定の月数は、組合員期間 10 年以上の場合は、一律 35 月又は退職手当相当額のいずれか高い方となっていますが、今回の改正により組合員期間 20 年以上の場合のみ算定月数が 45 月となります。（平成 16 年 3 月申込分より）

3. 派遣職員に係る借替制度の廃止

派遣法（平成 12 年法律第 50 号）の一部改正により、派遣職員については、平成 16 年 4 月より当共済組合から貸付けを受けられるようになることから、派遣期間中における金融機関等からの借入金に係る借替を廃止。

公本保第290の3号
平成16年1月29日

公立学校共済組合各支部長 殿

公立学校共済組合
理事長 工藤 智規
(公印省略)

公立学校共済組合貸付規程の一部改正及び
当該改正に伴う事務取扱いについて(通知)

標記のことについて、公立学校共済組合貸付規程を別添1のとおり改正し、当該改正に伴う事務取扱いを別添2のとおり定めたので、通知します。

担 当 保健部厚生課貸付係 成田・池田
TEL 03-5259-5802
FAX 03-5259-5868

公立学校共済組合貸付規程の一部改正

一部改正の要旨

1 出産貸付けの創設による改正

出産貸付けを創設することに伴い、所要の改正を行う。

(1) 貸付事由

出産貸付けは、組合員（任意継続組合員を含む。以下同じ。）が出産費又は家族出産費（以下「出産費等」という。）の支給の対象となる出産に係る支払のため資金を必要とする場合に行う。

(2) 貸付対象者

出産貸付けを受けることができる者は、出産費等の支給を受ける見込みがあり、かつ、次のいずれかに該当する者とする。

① 出産予定日まで2か月以内（多胎妊娠の場合は4か月以内）の組合員又は出産予定日まで2か月以内（多胎妊娠の場合は4か月以内）の被扶養者を有する組合員

② 妊娠4か月以上の組合員又は妊娠4か月以上の被扶養者を有する組合員で医療機関等に一時的な支払が必要となった者

(3) 貸付限度額

出産費等の額までとする。

(4) 貸付金の利息

無利息とする。

(5) 財源

短期経理からの借入金とする。

(6) 貸付金の償還

借受人に対し出産費等として支給される額から、貸付金に相当する金額を償還金として控除するものとする。ただし、出産費等として支給される額が貸付金に相当する金額に満たない場合は、その差額に相当する金額を借受人が支部長に払い込むものとする。

2 住宅貸付け等の貸付限度額の引上げによる改正

住宅貸付け及び住宅災害貸付けにおいて、給料月額に組合員期間に応じた月数を乗じて得た貸付限度額を引き上げることに伴い、所要の改正を行う。

(1) 住宅貸付けの貸付限度額

組合員期間	貸付限度額
6 月以上 3 年未満	給料月額×10 月
3 年以上 5 年未満	給料月額×15 月
5 年以上 10 年未満	給料月額×25 月
10 年以上 20 年未満	給料月額×35 月
20 年以上	給料月額×45 月

<現行>

組合員期間	貸付限度額
6 月以上 3 年未満	給料月額×10 月
3 年以上 5 年未満	給料月額×15 月
5 年以上 10 年未満	給料月額×25 月
10 年以上	給料月額×35 月

(2) 住宅災害貸付けの貸付限度額

住宅貸付けの1.5倍とする。

3 債務返済支援保険制度の導入による改正

団体信用生命保険と併せて加入できる債務返済支援保険制度を導入することに伴い、所要の改正を行う。

4 派遣職員に係る借替制度の廃止による改正

公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）の一部改正に伴い、派遣職員については、派遣期間中であっても当共済組合からの貸付けを受けられるようになることから、派遣期間中における金融機関等からの借入金に係る借替えを廃止するため、所要の改正を行う。

5 非常勤職員及び任期付採用職員に係る貸付けに関する改正

地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号）第2条第1項第5号の規定により組合員資格を取得した非常勤職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第1号の規定により任期を定めて採用された職員については、平成14年4月1日から再任用組合員と同様に取り扱っているところであるが、規定が未整備であるため、所要の改正を行う。

6 別紙様式の改正

上記の改正等に伴い、別紙様式の改正を行う。

7 その他

その他、規定の整備に伴い、所要の改正を行う。

8 改正の実施日等

上記の改正は、平成16年4月1日から実施し、5については平成14年4月1日から適用する。

公立学校共済組合貸付規程の一部改正について

公立学校共済組合貸付規程（昭和38年3月1日制定）の一部を次のように改正する。

平成16年1月29日

公立学校共済組合理事長 工藤智規

第1条中「公立学校共済組合定款」を「公立学校共済組合定款（以下「定款」という。）」に改める。

第3条中「支部長は」を「定款第11条に規定する支部長は」に改める。

第4条第1号中「組合員（以下「再任用組合員」という。）及び」を「職員、地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号。以下「施行令」という。）第2条第5号の規定により組合員資格を取得した非常勤職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第1号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「再任用組合員等」という。）並びに」に改め、同条第1号の2中「再任用組合員」を「再任用組合員等」に改め、同条に次の1号を加える。

（9）出産貸付け 組合員が出産費又は家族出産費（以下「出産費等」という。）

の支給の対象となる出産に係る支払のため資金を必要とする場合

第7条中「高額医療貸付け」の次に「及び出産貸付け」を加える。

第8条第1項第2号イの表中「

10年以上	35
-------	----

」を

10年以上	20年未満	35
20年以上		45

に改め、同項第8号中

「健康保険法（大正11年法律第70号）第44条第1項に規定する特定承認保険医療機関」を「法第57条の3第1項第1号に規定する特定承認保険医療機関」に、「地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号）第23条の3」を「施行令第23条の3の3」に改め、同項に次の1号を加える。

（9）出産貸付け 申込みをした日に出産費等の給付事由が生じたものとみなした場合における当該出産費等の金額に相当する金額

第9条中「高額医療貸付け」の次に「及び出産貸付け」を加え、同条第3項中「第16条第3項」を「同条第3項」に改め、同条第4項中「円位未満」を「1円未満」に改める。

第10条中「、必要書類を添付して所属所長を経て」を「、別に定める必要書類を添付して所属所長を経由して」に、「支部長に提出するものとする」を「所属所長を経由しないで行うものとする」に改める。

第11条第1号中「高額医療貸付け以外の貸付けをすると決定したときは別紙様式第2号」を「高額医療貸付け及び出産貸付け以外の貸付けをすると決定したときは別紙様式第2号（1）」に、「高額医療貸付けをすると決定したときは別紙様式第2号による高額医療貸付決定通知書」を「高額医療貸付け又は出産貸付けをすると決定したときは別紙様式第2号（2）による高額医療・出産貸付決定通知書」に、「経て」を「經由して」に改め、同条第2号中「経て」を「經由して」に改め、同条第3号中「経ないものとする」を「經由しないものとする」に改める。

第13条中「、貸付けを受けた日」を「、貸付けを受けた日（以下「貸付日」という。）」に、「貸付けを受けた日」を「貸付日」に、「5年を限り」を「貸付日から5年を経過した日の翌日から起算して5年を限度として」に改める。

第15条第1項中「組合と損害保険会社との間で」を「組合が」に改め、同項第1号中「及び高額医療貸付け」を「、高額医療貸付け及び出産貸付け」に改める。

第15条の3の見出しを「団体信用生命保険等」に改め、同条第1項中「住宅貸付け、住宅災害貸付け又は教育貸付け」を「住宅貸付け、住宅災害貸付け又は教育貸付け（以下「団信等適用貸付け」という。）」に、「組合と生命保険会社との間で契約している団体信用生命保険」を「組合が契約している団体信用生命保険及び債務返済支援特約付精神障害担保特約付団体長期障害所得補償保険（以下「団体信用生命保険等」という。）」に改め、同条第2項中「団体信用生命保険」を「団体信用生命保険等」に、「住宅貸付け、住宅災害貸付け又は教育貸付けの貸付金の未償還元金」を「団信等適用貸付け」に改め、同条第3項中「住宅貸付け、住宅災害貸付け又は教育貸付け」を「団信等適用貸付け」に改める。

第15条の4中「住宅貸付け、住宅災害貸付け若しくは教育貸付けの借受人が前条第1項に規定する団体信用生命保険」を「団信等適用貸付けの借受人が団体信用生命保険等」に、「、又は当該団体信用生命保険の」を「、又はその」に改める。

第16条中「貸付金の交付を受けた日」を「貸付日」に改める。

第16条の2の見出し中「高額医療貸付け」の次に「及び出産貸付け」を加え、同条に次の1項を加える。

2 出産貸付けの借受人は、出産費等が支給される際、当該出産費等の支給の対象となる出産に要する費用として借り受けた貸付金を一時に償還するものとする。

第17条の2の見出し中「高額医療貸付け」の次に「及び出産貸付け」を加え、

同条第1項中「第16条の2」を「第16条の2第1項」に、「貸付金に相当する金額」を「貸付金に相当する金額」に改め、「ただし、高額療養費として支給される額が貸付金に相当する金額に満たない場合は、その差額に相当する金額を借受人が支部長に払い込むものとする。」を削り、同条に次の2項を加える。

2 支部長は、第16条の2第2項の規定による償還については、借受人に対し出産費等として支給される額から貸付金に相当する金額を償還金として控除するものとする。

3 前2項の場合において、高額療養費、出産費等として支給される額が貸付金に相当する金額に満たない場合は、その差額に相当する金額を借受人が支部長に払い込むものとする。

第20条の2の見出し中「派遣職員等の復帰又は」を「退職派遣者の」に改め、同条中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第2条の規定により公益法人等へ派遣された組合員又は同法第10条の規定により特定法人の業務に従事するために退職した組合員（以下「派遣職員等」という。）が、派遣職員等」を「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「派遣法」という。）第10条第2項に規定する退職派遣者が、退職派遣者」に、「借入れ」を「借り入れ」に、「職務に復帰し又は」を「再び」に改める。

第21条中「やむをえない」を「やむを得ない」に改める。

第26条の3（見出しを含む。）中「高額医療貸付け」の次に「及び出産貸付け」を加える。

第27条第2項中「添えて理事長に報告」を「理事長に送付」に改める。

第28条第2項中「届け出なければならない」を「送付しなければならない」

に改める。

附則第8項中「高額医療貸付け」の次に「及び出産貸付け」を加える。

様式第1号(1)の注意書きを次のように改める。

注意(1) ※印の欄は記入しないこと。

(2) 給料月額欄は、申込みのときにおける給料(調整額及び教職調整額を含む。)を記入すること。

(3) 対象者氏名の欄は、一般貸付け以外の貸付けで、申込事由対象者が申込人以外るときに記入すること。

(4) 申込人は、自書すること。

(5) 所属所長の印章は、公印とすること。

様式第1号(2)の3を削る。

様式第1号(3)の注意書きを次のように改める。

注意(1) ※印の欄は記入しないこと。

(2) 所属所長の印章は、公印とすること。(任意継続組合員は、この欄は必要としない。)

(3) 申込人は、自書すること。

様式第1号(3)の次に次の様式を加える。

様式第1号(4)

		組合員・任継組合員		所属コード	
				職員番号	
出 産 貸 付 申 込 書					
申込金額		千円		※決定金額	千円
出 産 者	氏 名	続柄	被扶養者認定日 (続柄が本人以外の場合に記入)		年 月 日
	出 産 予 定 日	年 月 日	妊 娠 か 月	単胎・多胎(胎児の数:)	
(○で囲む)	申 込 事 由	1 出産予定日まで2月以内(多胎の場合は4月以内)で費用が必要なため 2 妊娠4月以上で、医療機関等へ一時的な支払が必要なため(1の場合を除く)			
貸付限度額の算定	出 産 者	本 人	給料月額 円 × 1.25 × 胎児の数() = 円 (下線部が300,000円に満たない場合は300,000円)		
		被 扶 養 者	給料月額 円 × 0.875 × 胎児の数() = 円 (下線部が300,000円に満たない場合は300,000円)		
受取金融機関 又は郵便局		銀行		支店(口座番号)	
				郵便局(振替口座)	
公立学校共済組合貸付規程に基づいて、上記の金額を借り受けたいので申し込みます。 平成 年 月 日 公立学校共済組合 支部長 殿					
申 込 人	組 合 員 又は 任意継続組合員	所 属 所 名	(TEL)		
		組合員証又は任意継続組合員証記号番号			
		組合員又は任意継続組合員資格取得年月日	年 月 日		
	現 住 所	〒 (TEL)			
	職 名	フリガナ			満 歳
	氏 名			(印)	
上記の記載は、事実と相違ないことを証明します。 平成 年 月 日 所 属 所 名 所 属 所 長 名 (印)					

注意(1) ※印の欄は記入しないこと。

(2) 給料月額欄は、申込みのときにおける出産費等の支給の基礎となる給料(調整額及び教職調整額を含む。)を記入すること。

(3) 妊娠4月以上とは、85日以上をいう。

(4) 所属所長の印章は、公印とすること。(任意継続組合員は、この欄は必要としない。)

(5) 申込人は、自書すること。

様式第2号(2)を次のように改める。

様式第2号(2)

高額医療・出産貸付決定通知書

平成 年 月 日

殿

公立学校共済組合

支部長 印

平成 年 月 日付けで申込みのありました貸付けは、公立学校共済組合貸付規程第11条の規定により下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

1 貸付決定番号	第 号
2 貸付種別	高額医療・出産
3 貸付金額	, 000円
4 送金予定年月日	平成 年 月 日
5 貸付金の償還	高額医療貸付けにあつては共済組合から支給される高額療養費から、出産貸付けにあつては同じく出産費又は家族出産費から、貸付金に相当する金額を控除します。

注意 この通知書を受理したときは、直ちに借用証書を支部長あて送付すること。

様式第3号(4)の次に次の様式を加える。

様式第3号(5)

組合員・任継組合員	所属コード	
	職員番号	

貸付決定番号 第 号 証書番号 番号第 号

出産貸付借用証書

	百万	拾万	万	千	百	拾	円
金					0	0	0

公立学校共済組合貸付規程の定めを承知の上、上記の金額を下記の条件により借用しました。

記

- 1 無利息とする。
- 2 貸付金の償還は、公立学校共済組合貸付規程第17条の2の規定に基づき、出産費又は家族出産費から貸付金を控除してください。
- 3 出産費又は家族出産費から控除しても貸付金に残金がある場合は、支部長の定めるところにより償還します。
- 4 この貸付けについて公正証書を作成する必要が生じたときは、いかなる場合でもその要求に応じます。
- 5 この貸付けについて訴訟が生じたときは、現住所のいかににかかわらず、貴支部の所在地の裁判所をもってその管轄とすることに異存ありません。

※平成 年 月 日

公立学校共済組合 支部長 殿

借 受 人	組 合 員 又は 任意継続組合員	所 属 所 名	(TEL)
		組合員証又は任意継続組合員証記号番号	
	現 住 所	〒	(TEL)
	職 名	フリガナ	
		氏 名	Ⓜ

注意 (1) ※印の欄は、記入しないこと。

(2) 申込人は、自書すること。

様式第4号(2)

高額医療・出産貸付原票

所属 所名	職員番号	組合員証 記号番号	氏名	貸付 種別	貸付 番号	貸付 年月日	貸付金額	償 還 状 況										
								受入 年月日	受入額 未償還額	確認 印	受入 年月日	受入額 未償還額	確認 印	受入 年月日	受入額 未償還額	確認 印		
									
									
									
									
									
									
									
									
									
									
									
									
									
									

様式第4号(2)を次のとおり改める。

附 則

- 1 この改正は、平成16年4月1日（以下「実施日」という。）から実施する。
ただし、第4条第1号及び第1号の2の改正については平成14年4月1日から適用する。
- 2 改正後の第15条の3の規定については、実施日以後に貸し付ける団信等適用貸付けについて適用し、実施日前に改正前の公立学校共済組合貸付規程（以下「旧規程」という。）の規定に基づいて貸付けを行った団信等適用貸付けについては、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、実施日前に旧規程に基づいて団信等適用貸付けを受けている者が理事長の定める期間中に債務返済支援特約付精神障害担保特約付団体長期障害所得補償保険の適用を受けることの申込みをしたときは、その適用を受けることができる。
- 4 派遣法第2条第1項の規定により公益法人等へ派遣された組合員が、実施日の前日までに第20条の2の規定により別に定める金融機関等から資金を借入れ、その者が職務に復帰した場合において、当該借入金を返済するための資金を必要とするときの取扱いについては、別に定める。
- 5 旧規程による様式第1号（1）、様式第1号（2）、様式第1号（3）、様式第2号（2）及び様式第4号（2）の用紙は、当分の間、これを補正して使用することができる。
- 6 前4項に定めるもののほか、この改正の実施に伴い必要な経過措置その他必要な事項は、別に定める。

公立学校共済組合貸付規程の一部改正 新旧対照表

改正後	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下「法」という。）第112条第1項第4号及び<u>公立学校共済組法定款</u>（以下「定款」という。）第27条第3号の規定による公立学校共済組合（以下「組合」という。）の組合員（以下「組合員」という。）の臨時の支出に対する貸付けに関しては、この規程の定めるところによる。</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(貸付事業の処理)</p> <p>第3条 <u>定款第11条に規定する支部長は</u>、当該支部に所属する組合員について、この規程の定めるところにより貸付事業を処理する。</p> <p>(貸付けの種類)</p> <p>第4条 貸付けの種類は、次の各号に掲げるものとし、当該各号に掲げる場合に行う。</p> <p>(1) 一般貸付け 組合員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4の規定又はこれに相当する規定により採用された職員、<u>地方公務員等共済組合法施行令(昭和37年政令第352号。以下「施行令」という。)</u>第2条第5号の規定により組合員資格を取得した非常勤職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項第1号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「再任用組合員等」という。）並びに任</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下「法」という。）第112条第1項第4号及び<u>公立学校共済組法定款</u>第27条第3号の規定による公立学校共済組合（以下「組合」という。）の組合員（以下「組合員」という。）の臨時の支出に対する貸付けに関しては、この規程の定めるところによる。</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(貸付事業の処理)</p> <p>第3条 <u>支部長は</u>、当該支部に所属する組合員について、この規程の定めるところにより貸付事業を処理する。</p> <p>(貸付けの種類)</p> <p>第4条 貸付けの種類は、次の各号に掲げるものとし、当該各号に掲げる場合に行う。</p> <p>(1) 一般貸付け 組合員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4の規定又はこれに相当する規定により採用された組合員（以下「再任用組合員」という。）及び任意継続組合員を除く。第2号から第7号までにおいて同じ。）が臨時に資金を必要とする場合</p>

公立学校共済組合貸付規程の一部改正 新旧対照表

改正後	現 行
<p>意継続組合員を除く。第2号から第7号までにおいて同じ。)が臨時に資金を必要とする場合</p> <p>(1の2) 特別貸付け <u>再任用組合員等</u>が臨時に資金を必要とする場合</p> <p>(第2号から第8号まで 略)</p> <p>(9) <u>出産貸付け 組合員が出産費又は家族出産費(以下「出産費等」という。)の支給の対象となる出産に係る支払のため資金を必要とする場合</u></p> <p>(第5条及び第6条 略)</p> <p>(貸付金の額)</p> <p>第7条 貸付金の額は、十万円を単位とする。ただし、高額医療貸付け及び<u>出産貸付け</u>にあつては、千円を単位とする。</p> <p>(貸付限度額等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(第1号及び第1号の2 略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>イ 申込人の申込みのときにおける給料月額に、次の表の左欄に</p>	<p>(1の2) 特別貸付け <u>再任用組合員</u>が臨時に資金を必要とする場合</p> <p>(第2号から第8号まで 略)</p> <p>(第5条及び第6条 略)</p> <p>(貸付金の額)</p> <p>第7条 貸付金の額は、十万円を単位とする。ただし、高額医療貸付けにあつては、千円を単位とする。</p> <p>(貸付限度額等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(第1号及び第1号の2 略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>イ 申込人の申込みのときにおける給料月額に、次の表の左欄に</p>

公立学校共済組合貸付規程の一部改正 新旧対照表

改正後	現 行																						
掲げる組合員期間に応じ、同表の右欄に掲げる月数を乗じて得た額	掲げる組合員期間に応じ、同表の右欄に掲げる月数を乗じて得た額																						
<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">組合員期間</th> <th style="text-align: center;">月 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">3年未満</td> <td style="text-align: center;">10</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3年以上 5年未満</td> <td style="text-align: center;">15</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5年以上 10年未満</td> <td style="text-align: center;">25</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10年以上 20年未満</td> <td style="text-align: center;">35</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">20年以上</td> <td style="text-align: center;">45</td> </tr> </tbody> </table>	組合員期間	月 数	3年未満	10	3年以上 5年未満	15	5年以上 10年未満	25	10年以上 20年未満	35	20年以上	45	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">組合員期間</th> <th style="text-align: center;">月 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">3年未満</td> <td style="text-align: center;">10</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3年以上 5年未満</td> <td style="text-align: center;">15</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5年以上 10年未満</td> <td style="text-align: center;">25</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10年以上</td> <td style="text-align: center;">35</td> </tr> </tbody> </table>	組合員期間	月 数	3年未満	10	3年以上 5年未満	15	5年以上 10年未満	25	10年以上	35
組合員期間	月 数																						
3年未満	10																						
3年以上 5年未満	15																						
5年以上 10年未満	25																						
10年以上 20年未満	35																						
20年以上	45																						
組合員期間	月 数																						
3年未満	10																						
3年以上 5年未満	15																						
5年以上 10年未満	25																						
10年以上	35																						
□ (略)	□ (略)																						
(第2号の2から第7号まで 略)	(第2号の2から第7号まで 略)																						
(8) 高額医療貸付け 一の貸付事由ごとに法第57条第1項各号に掲げる医療機関若しくは薬局又は法第57条の3第1項第1号に規定する特定承認保険医療機関(以下「保険医療機関」という。)に支払うべき金額又は支払った金額から、 <u>施行令第23条の3の3の規定により同条第1項各号に掲げる金額から控除されることとなる金額に相当する金額を控除した金額</u>	(8) 高額医療貸付け 一の貸付事由ごとに法第57条第1項各号に掲げる医療機関若しくは薬局又は健康保険法(大正11年法律第70号)第44条第1項に規定する特定承認保険医療機関(以下「保険医療機関」という。)に支払うべき金額又は支払った金額から、 <u>地方公務員等共済組合法施行令(昭和37年政令第352号)第23条の3の規定により同条第1項各号に掲げる金額から控除されることとなる金額に相当する金額を控除した金額</u>																						
(9) <u>出産貸付け 申込みをした日に出産費等の給付事由が生じたものとみなした場合における当該出産費等の金額に相当する金額</u>																							

公立学校共済組合貸付規程の一部改正 新旧対照表

改正後	現 行
<p>(第2項から第6項まで 略)</p> <p>(利率等)</p> <p>第9条 貸付金(高額医療貸付け及び出産貸付けを除く。)の利率は、期間1月につき0.355パーセント(住宅災害貸付け及び災害貸付けにあっては、0.2958パーセント)とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 貸付金の利息の算定の基礎となる期間の計算は、貸付金を交付した日の属する月の翌月の初日から起算し、償還の終了する日の属する月の末日までの期間について行うものとする。この場合において、第16条第1項の規定による償還にあっては1月を単位とし、<u>同条第3項</u>の規定による償還にあっては6月を単位(6月に満たない場合は、1月を単位)とする。</p> <p>4 貸付金の利息の額に<u>1円未満</u>の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</p> <p>5 高額医療貸付け及び<u>出産貸付け</u>にあっては、利息は徴しない。</p> <p>(貸付けの申込み)</p> <p>第10条 申込人は、別紙様式第1号による貸付申込書(以下「申込書」という。)に所定の事項を記入の上、<u>別に定める必要書類を添付して所属所長を経由して支部長に提出しなければならない。ただし、任意継続組合員である申込人にあっては、所属所長を経由しないで</u>行うものとする。</p>	<p>(第2項から第6項まで 略)</p> <p>(利率等)</p> <p>第9条 貸付金(高額医療貸付けを除く。)の利率は、期間1月につき0.355パーセント(住宅災害貸付け及び災害貸付けにあっては、0.2958パーセント)とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 貸付金の利息の算定の基礎となる期間の計算は、貸付金を交付した日の属する月の翌月の初日から起算し、償還の終了する日の属する月の末日までの期間について行うものとする。この場合において、第16条第1項の規定による償還にあっては1月を単位とし、<u>第16条第3項</u>の規定による償還にあっては6月を単位(6月に満たない場合は、1月を単位)とする。</p> <p>4 貸付金の利息の額に<u>円位未満</u>の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</p> <p>5 高額医療貸付けにあっては、利息は徴しない。</p> <p>(貸付けの申込み)</p> <p>第10条 申込人は、別紙様式第1号による貸付申込書(以下「申込書」という。)に所定の事項を記入の上、<u>必要書類を添付して所属所長を経て支部長に提出しなければならない。ただし、任意継続組合員である申込人にあっては、支部長に提出するものとする。</u></p>

公立学校共済組合貸付規程の一部改正 新旧対照表

改正後	現 行
<p>(貸付けの審査決定等)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>(1) <u>高額医療貸付け及び出産貸付け以外の貸付けを</u>すると決定したときは別紙様式第2号(1)による貸付決定通知書及び別紙様式第2号の2による償還表を、<u>高額医療貸付け又は出産貸付けを</u>すると決定したときは別紙様式第2号(2)による<u>高額医療・出産貸付決定通知書</u>を所属所長を<u>経由して</u>申込人に送付し、別紙様式第3号による借用証書(以下「借用証書」という。)と引き替えに貸付金を申込人に交付する。</p> <p>(2) 貸付けをしないと決定したときは、理由を付して所属所長を<u>経由して</u>申込人に通知する。</p> <p>(3) 任意継続組合員である申込人に対し、前2号による決定をしたときの通知は、<u>所属所長を</u>経由しないものとする。</p>	<p>(貸付けの審査決定等)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>(1) <u>高額医療貸付け以外の貸付けを</u>すると決定したときは別紙様式第2号による貸付決定通知書及び別紙様式第2号の2による償還表を、<u>高額医療貸付けを</u>すると決定したときは別紙様式第2号による<u>高額医療貸付決定通知書</u>を所属所長を<u>経て</u>申込人に送付し、別紙様式第3号による借用証書(以下「借用証書」という。)と引き替えに貸付金を申込人に交付する。</p> <p>(2) 貸付けをしないと決定したときは、理由を付して所属所長を<u>経て</u>申込人に通知する。</p> <p>(3) 任意継続組合員である申込人に対し、前2号による決定をしたときの通知は、<u>所属所長を</u>経ないものとする。</p>
<p>第12条 (略)</p> <p>(住宅建築義務)</p> <p>第13条 住宅の敷地のみを購入又は借入れするための住宅貸付け又は住宅災害貸付けの借受人は、<u>貸付けを受けた日</u>(以下「貸付日」という。)から5年以内に当該敷地に住宅を建築しなければならない。ただし、支部長は、借受人が<u>貸付日から5年以内に</u>住宅を建築することが困難となった旨を申し出た場合において、特別の事情があると認めるときは、<u>貸付日から5年を経過した日の翌日から</u>起算して5年を限度として期限を猶予することができる。</p>	<p>第12条 (略)</p> <p>(住宅建築義務)</p> <p>第13条 住宅の敷地のみを購入又は借入れするための住宅貸付け又は住宅災害貸付けの借受人は、<u>貸付けを受けた日から5年以内に</u>当該敷地に住宅を建築しなければならない。ただし、支部長は、借受人が<u>貸付けを受けた日から5年以内に</u>住宅を建築することが困難となった旨を申し出た場合において、特別の事情があると認めるときは、<u>5年を限り</u>期限を猶予することができる。</p>

公立学校共済組合貸付規程の一部改正 新旧対照表

改正後	現 行
<p>第14条 (略)</p> <p>(貸付保険)</p> <p>第15条 組合員は、次の各号に掲げる貸付けを受けるに当たっては、<u>組合が契約している当該各号に掲げる貸付保険の適用を受けなければならない。</u></p> <p>(1) 住宅貸付け、住宅災害貸付け、<u>高額医療貸付け及び出産貸付け</u>以外の貸付け 官公庁等共済組合一般資金貸付保険（以下「一般貸付保険」という。）</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第15条の2 (略)</p> <p>(団体信用生命保険等)</p> <p>第15条の3 組合員は、<u>住宅貸付け、住宅災害貸付け又は教育貸付け</u>（以下「<u>団信等適用貸付け</u>」という。）を受けるに当たっては、<u>組合が契約している団体信用生命保険及び債務返済支援特約付精神障害担保特約付団体長期障害所得補償保険</u>（以下「<u>団体信用生命保険等</u>」という。）の適用を受けることができる。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける借受人は、毎年、<u>団体信用生命保険等</u>の保険料相当額のうち、その者が受けた<u>団信等適用貸付け</u>に係る保険料充当額として理事長が定める額（以下「<u>保険料充当額</u>」という。）</p>	<p>第14条 (略)</p> <p>(貸付保険)</p> <p>第15条 組合員は、次の各号に掲げる貸付けを受けるに当たっては、<u>組合と損害保険会社との間で契約している当該各号に掲げる貸付保険の適用を受けなければならない。</u></p> <p>(1) 住宅貸付け、住宅災害貸付け及び<u>高額医療貸付け</u>以外の貸付け 官公庁等共済組合一般資金貸付保険（以下「<u>一般貸付保険</u>」という。）</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第15条の2 (略)</p> <p>(団体信用生命保険)</p> <p>第15条の3 組合員は、<u>住宅貸付け、住宅災害貸付け又は教育貸付け</u>を受けるに当たっては、<u>組合と生命保険会社との間で契約している団体信用生命保険の適用を受けることができる。</u></p> <p>2 前項の規定の適用を受ける借受人は、毎年、<u>団体信用生命保険</u>の保険料相当額のうち、その者が受けた<u>住宅貸付け、住宅災害貸付け又は教育貸付けの貸付金の未償還元金</u>に係る保険料充当額として理</p>

公立学校共済組合貸付規程の一部改正 新旧対照表

改正後	現 行
<p>を理事長が定めるところにより負担しなければならない。</p> <p>3 理事長は、前項の規定により保険料充当額を負担した者が、<u>団信等適用貸付け</u>に係る未償還元利金の全額を償還したときは、それ以後の期間に係る保険料充当額で理事長が定める額を、理事長が定めるところにより返還するものとする。</p> <p>(借受人に係る報告)</p> <p>第15条の4 支部長は、<u>団信等適用貸付けの借受人が団体信用生命保険等の適用を受けたとき、又はその適用を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく理事長に報告しなければならない。</u></p> <p>(第1号から第3号まで 略)</p> <p>(償還)</p> <p>第16条 借受人は、<u>貸付日の属する月の翌月から、最終回の償還額を除き、毎月元利均等額で償還しなければならない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 借受人で貸付金の額が100万円以上である者は、毎月償還のほか、<u>貸付日の属する月後、最初に到来する6月又は12月の期末手当、勤勉手当及び期末特別手当(以下「ボーナス」という。)の支給月から、最終回の償還額を除き、ボーナスの支給月ごとに元利均等額で償還す</u></p>	<p>事長が定める額(以下「保険料充当額」という。)を理事長が定めるところにより負担しなければならない。</p> <p>3 理事長は、前項の規定により保険料充当額を負担した者が、<u>住宅貸付け、住宅災害貸付け又は教育貸付け</u>に係る未償還元利金の全額を償還したときは、それ以後の期間に係る保険料充当額で理事長が定める額を、理事長が定めるところにより返還するものとする。</p> <p>(借受人に係る報告)</p> <p>第15条の4 支部長は、<u>住宅貸付け、住宅災害貸付け若しくは教育貸付けの借受人が前条第1項に規定する団体信用生命保険の適用を受けたとき、又は当該団体信用生命保険の適用を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく理事長に報告しなければならない。</u></p> <p>(第1号から第3号まで 略)</p> <p>(償還)</p> <p>第16条 借受人は、<u>貸付金の交付を受けた日の属する月の翌月から、最終回の償還額を除き、毎月元利均等額で償還しなければならない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 借受人で貸付金の額が100万円以上である者は、毎月償還のほか、<u>貸付金の交付を受けた日の属する月後、最初に到来する6月又は12月の期末手当、勤勉手当及び期末特別手当(以下「ボーナス」という。)の支給月から、最終回の償還額を除き、ボーナスの支給月ごとに元利</u></p>

公立学校共済組合貸付規程の一部改正 新旧対照表

改正後	現 行
<p>ることができる。</p> <p>(第4項から第10項まで 略)</p> <p>(高額医療貸付け及び出産貸付けの償還)</p> <p>第16条の2 (略)</p> <p><u>2 出産貸付けの借受人は、出産費等が支給される際、当該出産費等の支給の対象となる出産に要する費用として借り受けた貸付金を一時に償還するものとする。</u></p> <p>第17条 (略)</p> <p>(高額医療貸付け及び出産貸付けの償還金の払込み)</p> <p>第17条の2 支部長は、<u>第16条の2第1項の規定による償還については、借受人に対し高額療養費として支給される額から貸付金に相当する金額を償還金として控除するものとする。</u></p> <p><u>2 支部長は、第16条の2第2項の規定による償還については、借受人に対し出産費等として支給される額から貸付金に相当する金額を償還金として控除するものとする。</u></p> <p><u>3 前2項の場合において、高額療養費又は出産費等として支給される額が貸付金に相当する金額に満たない場合は、その差額に相当する金額を借受人が支部長に払い込むものとする。</u></p>	<p>均等額で償還することができる。</p> <p>(第4項から第10項まで 略)</p> <p>(高額医療貸付けの償還)</p> <p>第16条の2 (略)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>(高額医療貸付けの償還金の払込み)</p> <p>第17条の2 支部長は、<u>第16条の2の規定による償還については、借受人に対し高額療養費として支給される額から、貸付金に相当する金額を償還金として控除するものとする。ただし、高額療養費として支給される額が貸付金に相当する金額に満たない場合は、その差額に相当する金額を借受人が支部長に払い込むものとする。</u></p>

公立学校共済組合貸付規程の一部改正 新旧対照表

改正後	現 行
<p>(第18条から第20条まで 略)</p> <p>(退職派遣者の採用に伴う借替え)</p> <p>第20条の2 支部長は、<u>公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律</u>（平成12年法律第50号。以下「派遣法」という。） <u>第10条第2項に規定する退職派遣者が、退職派遣者である間に別に定める金融機関等から資金を借入れ、その者が再び職員として採用された場合において、当該借入金を返済するための資金を必要とするときは、貸付けを行うことができる。</u>この場合において、第4条、第7条、第12条及び第13条の規定の適用その他必要な事項は、理事長が定める。</p> <p>(行為の制限)</p> <p>第21条 住宅貸付け又は住宅災害貸付けの借受人は、当該貸付金の償還が完了する以前にその貸付けに係る不動産について次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、支部長が<u>やむを得ない</u>事情があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(第1号から第3号まで 略)</p> <p>(第22条から第26条の2まで 略)</p>	<p>(第18条から第20条まで 略)</p> <p>(派遣職員等の復帰又は採用に伴う借替え)</p> <p>第20条の2 支部長は、<u>公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律</u>（平成12年法律第50号）第2条の規定により公益法人等へ派遣された組合員又は同法第10条の規定により特定法人の業務に従事するために退職した組合員（以下「派遣職員等」という。）が、<u>派遣職員等である間に別に定める金融機関等から資金を借入れ、その者が職務に復帰し又は職員として採用された場合において、当該借入金を返済するための資金を必要とするときは、貸付けを行うことができる。</u>この場合において、第4条、第7条、第12条及び第13条の規定の適用その他必要な事項は、理事長が定める。</p> <p>(行為の制限)</p> <p>第21条 住宅貸付け又は住宅災害貸付けの借受人は、当該貸付金の償還が完了する以前にその貸付けに係る不動産について次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、支部長が<u>やむをえない</u>事情があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(第1号から第3号まで 略)</p> <p>(第22条から第26条の2まで 略)</p>

公立学校共済組合貸付規程の一部改正 新旧対照表

改正後	現 行
<p>(高額医療貸付け及び出産貸付けの適用除外)</p> <p>第26条の3 高額医療貸付け及び出産貸付けについては、第5条、第6条、第8条第6項、第16条、第18条第1号、第19条及び第25条の規定は適用しない。</p>	<p>(高額医療貸付けの適用除外)</p> <p>第26条の3 高額医療貸付けについては、第5条、第6条、第8条第6項、第16条、第18条第1号、第19条及び第25条の規定は適用しない。</p>
<p>(様式の特例)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2 支部長は、前項の規定により様式を定めたときは、その写しを<u>理事長に送付</u>しなければならない。</p>	<p>(様式の特例)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2 支部長は、前項の規定により様式を定めたときは、その写しを<u>添えて理事長に報告</u>しなければならない。</p>
<p>(細則の制定)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>2 支部長は、前項の規定により細則を定めたときは、その写しを<u>理事長に送付</u>しなければならない。</p>	<p>(細則の制定)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>2 支部長は、前項の規定により細則を定めたときは、その写しを<u>理事長に届け出</u>なければならない。</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>(第1項から第7項まで 略)</p> <p>8 平成7年10月1日から地方公務員等共済組合法施行規程(昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号)附則第3条の2に規定する特例期間が終了した日の属する月の翌月の末日までの間における高額医療貸付け及び出産貸付け以外の貸付けに係る貸付金の利率は、第9条第1項及び第2項並びに附則第4項の規定にかかわらず、当該貸付</p>	<p>(第1項から第7項まで 略)</p> <p>8 平成7年10月1日から地方公務員等共済組合法施行規程(昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号)附則第3条の2に規定する特例期間が終了した日の属する月の翌月の末日までの間における高額医療貸付け以外の貸付けに係る貸付金の利率は、第9条第1項及び第2項並びに附則第4項の規定にかかわらず、当該貸付金に係る償還期</p>

公立学校共済組合貸付規程の一部改正 新旧対照表

改正後	現 行
<p>金に係る償還期限の日の属する月の前々月の末日における附則別表に掲げる財政融資資金法(昭和26年法律第100号)第7条第3項の規定により財務大臣が定める利率のうち預託期間が10年の預託金に係るもの(以下「財政融資資金利率」という。)の区分に応じ、同表に定める利率とする。</p> <p>9 (略)</p>	<p>限の日の属する月の前々月の末日における附則別表に掲げる財政融資資金法(昭和26年法律第100号)第7条第3項の規定により財務大臣が定める利率のうち預託期間が10年の預託金に係るもの(以下「財政融資資金利率」という。)の区分に応じ、同表に定める利率とする。</p> <p>9 (略)</p>